



地域包括ケア病床の運用開始について

～令和2年7月1日からスタート～

◆地域包括ケア病床とは◆

- 1 急性期の治療を終了し、すぐに自宅や施設への退院に不安のある患者さんに対し、医療・看護・リハビリ・退院準備などを行い、安心して退院できるように支援していく病床です。入院期間は最長60日が限度で、主治医の指示や患者さんの状態により異なります。
- 2 地域包括ケア病床に入院していただく場合は、主治医または担当看護師から、患者さんご本人及びご家族へ説明をいたします。
ご了解いただければ地域包括ケア病室へ入室となります。
【1階病棟：113・115号室（個室）、106・107号室（4人部屋）】
- 3 専任看護師及び専従リハビリテーションスタッフがいます。

◆入院費について◆

- 1 地域包括ケア病床では、定められた入院費となり、リハビリテーション・飲み薬・注射・レントゲンなどの費用が含まれます。
- 2 入院費以外の個室料・食事・病衣・おむつ代は別料金となります。

◆その他◆

- 1 病状の変化により、主治医が特別な治療が必要と判断した場合は、一般病床へ移動していただくこともあります。

鳴子温泉分院分院長

